

## 半田市立半田病院新病院建設候補地（赤レンガ東土地）検討会議設置要綱

### （設 置）

第1条 半田赤レンガ建物東側土地（以下「赤レンガ東土地」という。）を半田市立半田病院（以下「半田病院」という。）の新病院建設候補地の一つとし、同土地における新病院建設について検討するため、半田市立半田病院新病院建設候補地（赤レンガ東土地）検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

### （所掌事項）

第2条 会議は、赤レンガ東土地における新病院建設の適否について検討する。

### （組 織）

第3条 会議は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱又は任命する委員をもって構成する。

- (1) 医療関係者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 半田市内の各種団体等に所属する者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の定数は、10名以内とする。

### （委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から会議が市長に検討結果を提出するときまでとする。

### （座長及び副座長）

第5条 会議に座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

### （会 議）

第6条 会議は、座長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、半田病院事務局管理課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月26日から施行する。